六十六　アイスランド通貨　一〇〇アイスランド・クローネにつき本邦通貨九二円
六十七　チュニジア通貨　一チュニジア・ディナールにつき本邦通貨六三円
六十八　リビア通貨　一リビア・ディナールにつき本邦通貨八八円
六十九　ガーナ通貨　一ガーナ・セディにつき本邦通貨三三円
七十　ハンガリー通貨　一〇〇フォリントにつき本邦通貨四四円
七十一　セネガル通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
七十二　クウェート通貨　一クウェート・ディナールにつき本邦通貨四〇一円
七十三　アルジェリア通貨　一〇〇アルジェリア・ディナールにつき本邦通貨一二三円
七十四　コートジボワール通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
七十五　ルーマニア通貨　一レイにつき本邦通貨三一円
七十六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨八九円
七十七　タンザニア通貨　一、〇〇〇タンザニア・シリングにつき本邦通貨六一円
七十八　ブルガリア通貨　一レヴにつき本邦通貨七〇円
七十九　マダガスカル通貨　一、〇〇〇アリアリにつき本邦通貨四二円
八十　ザンビア通貨　一クワチャにつき本邦通貨一五円
八十一　ガボン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
八十二　バングラデシュ通貨　一〇〇タカにつき本邦通貨一五五円
八十三　モンゴル通貨　一、〇〇〇トゥグリクにつき本邦通貨六二円
八十四　ベトナム通貨　一〇、〇〇〇ドンにつき本邦通貨五五円
八十五　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨三三円
八十六　カタール通貨　一カタール・リヤールにつき本邦通貨三三円
八十七　パプアニューギニア通貨　一キナにつき本邦通貨四四円
八十八　トリニダード・トバゴ通貨　一トリニダード・トバゴ・ドルにつき本邦通貨一九円
八十九　ジャマイカ通貨　一〇〇ジャマイカ・ドルにつき本邦通貨一〇四円
九十　ギニア通貨　一、〇〇〇ギニア・フランにつき本邦通貨一七円
九十一　イエメン通貨　一〇〇イエメン・リアルにつき本邦通貨五六円
九十二　ウガンダ通貨　一、〇〇〇ウガンダ・シリングにつき本邦通貨三八円
九十三　フィジー通貨　一フィジー・ドルにつき本邦通貨五八円
九十四　オマーン通貨　一オマーン・リアルにつき本邦通貨三一三円
九十五　ソロモン通貨　一ソロモン・ドルにつき本邦通貨一五円
九十六　ブルネイ通貨　一ブルネイ・ドルにつき本邦通貨八九円
九十七　バーレーン通貨　一バーレーン・ディナールにつき本邦通貨三一九円
九十八　カメルーン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
九十九　カンボジア通貨　一、〇〇〇リエルにつき本邦通貨三〇円
百　ウクライナ通貨　一〇〇グリブナにつき本邦通貨五五九円
百一　ウズベキスタン通貨　一、〇〇〇ソムにつき本邦通貨四七円
百二　カザフスタン通貨　一〇〇テンゲにつき本邦通貨六〇円
百三　ベラルーシ通貨　一〇、〇〇〇ベラルーシ・ルーブルにつき本邦通貨八一円
百四　モザンビーク通貨　一〇〇メティカルにつき本邦通貨三四一円
百五　ミクロネシア通貨　一ミクロネシア・ドルにつき本邦通貨一二〇円
百六　マーシャル通貨　一マーシャル・ドルにつき本邦通貨一二〇円
百七　クロアチア通貨　一クーナにつき本邦通貨一八円
百八　ボスニア・ヘルツェゴビナ通貨　一コンヴェルティビルナ・マルカにつき本邦通貨七〇円
百九　パラオ通貨　一パラオ・ドルにつき本邦通貨一二〇円
百十　アゼルバイジャン通貨　一アゼルバイジャン・マナトにつき本邦通貨一二四円
百十一　タジキスタン通貨　一タジキスタン・ソモニにつき本邦通貨一九円
百十二　東ティモール通貨　一東ティモール・ドルにつき本邦通貨一二〇円
百十三　キルギス通貨　一〇〇キルギス・ソムにつき本邦通貨一九四円
百十四　アンゴラ通貨　一〇〇クワンザにつき本邦通貨一〇五円
百十五　トルクメニスタン通貨　一トルクメニスタン・マナトにつき本邦通貨三四円
百十六　ボツワナ通貨　一プラにつき本邦通貨一二円
百十七　マラウイ通貨　一〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨二五円
百十八　マリ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
百十九　トンガ通貨　一パ・アンガにつき本邦通貨五八円
百二十　ジョージア通貨　一ラリにつき本邦通貨五五円
百二十一　ブルキナファソ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
百二十二　モーリタニア通貨　一〇〇ウギアにつき本邦通貨三八円
百二十三　ベナン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
百二十四　ルワンダ通貨　一〇〇ルワンダ・フランにつき本邦通貨一七円
百二十五　ジブチ通貨　一〇〇ジブチ・フランにつき本邦通貨六八円
百二十六　南スーダン通貨　一南スーダン・ポンドにつき本邦通貨四一円
百二十七　サモア通貨　一サモア・タラにつき本邦通貨四八円
百二十八　アルメニア通貨　一〇〇ドラムにつき本邦通貨二五円
百二十九　ナミビア通貨　一ナミビア・ドルにつき本邦通貨一〇円
百三十　モルディブ通貨　一〇〇ルフィヤにつき本邦通貨七八九円
百三十一　バルバドス通貨　一バルバドス・ドルにつき本邦通貨六〇円
百三十二　モルドバ通貨　一〇〇モルドバ・レイにつき本邦通貨六六三円

○農林水産省告示第二千七百八十七号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三条の二第一項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が指定する海外競馬の競走を次のように指定したので、告示する。

平成二十七年十二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　アイルランドにおいて実施されるQIPCO Irish Champion Stakes
二　アメリカ合衆国において実施される次に掲げる競走
イ　Breeders' Cup Classic
ロ　Longines Breeders' Cup Turf
三　アラブ首長国連邦において実施される次に掲げる競走
イ　Al Quoz Sprint
ロ　Dubai Golden Shaheen
ハ　Dubai Sheema Classic
ニ　Dubai Turf
ホ　Dubai World Cup
四　英国において実施される次に掲げる競走
イ　Juddmonte International Stakes
ロ　King George VI & Queen Elizabeth Stakes
ハ　Prince Of Wales's Stakes
五　オーストラリアにおいて実施される次に掲げる競走
イ　Crown Golden Ale Caulfield Cup
ロ　Emirates Melbourne Cup
ハ　George Ryder Stakes
ニ　Longines Queen Elizabeth Stakes
ホ　Star Doncaster Mile